

# 高知くらしの護身術

452

## 美容医療サービス

### クーリング・オフ対象も

(2018年1月9日掲載原稿)

全国の消費生活センターには、美容医療サービスに関する相談が年間2千件ほど寄せられています。

美容医療サービスは、医師による医療のうち、医療脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた手術、包茎手術や審美歯科など、「専ら美容の向上を目的として行われる医療サービス」を指します。

こうした美容医療契約が、2017年12月1日に施行された改正特定商取引法で、規制の対象になりました。

例えば、医療脱毛のためにクリニックに1年間通院する50万円の契約をし、その3日後に解約を申し出ても、これまで法律上のクーリング・オフ制度はありませんでした。しかし今回の法改正で、クーリング・オフができるようになりました。

また美容医療サービスの場合、続けてみたが思った結果が得られなかったり、施術で痛みを感じたりすることもある。こうした場合にクリニックに中途解約を申し出ても「解約はできない」などと主張されトラブルになっていましたが、法改正で、中途解約に関する精算ルールもできました。

ただ全ての美容医療サービスが規制対象ではなく、金額や期間、役務の提供方法など一定の要件を満たし、特定商取引法の「特定継続的役務提供」に当たる取引に限ります。

該当すれば、契約前に概要書面、契約時に契約書面が渡されることになっており、クーリング・オフや中途解約に関することも書かれていますので、契約時に確認しましょう。

また契約時に購入した、いわゆる健康食品や化粧品などの指定された関連商品についても、クーリング・オフや中途解約ができます。

契約で不安なことがあれば、早めに相談窓口を利用しましょう。